

マイナンバーカードが 健康保険者証として 利用できるようになります！

令和3年3月よりマイナンバーカードが健康保険者証として利用できる仕組み（オンライン資格確認）が導入される予定です。

マイナンバーカードを健康保険者証として利用するためには、利用申込が必要になります。申込方法につきましては、[こちら](#)をご参照ください。

また、マイナンバーカードと現在の健康保険者証のどちらを提示しても医療機関を受診することができます。

どんないいことが？ 6つのメリット

POINT1 健康保険証として ずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認が スピーディに！

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



POINT5 医療保険の 事務コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



厚生労働省によりますと、令和3年3月開始(予定)時点では、およそ6割の医療機関・薬局がオンライン資格確認の導入を目指しています。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。このため、かかりつけの医療機関・薬局が対応されていない場合は、今まで通り健康保険者証を提示していただくことになります。

個人番号の届出がされていない方や、紛失等により個人番号を変更された方は当健康保険組合へ速やかに届出をさせていただきますようご協力をお願いいたします。

